



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 206 2019年05月31日

アルゼンチン:商標法規則の改正

アルゼンチン商標法規則の改正が2019年04月03日に公告されました。

この改正は2019年06月03日に施行されますが、改正の主な内容は以下の通りです。

1. 使用宣言書

商標登録の所有者は登録日から5年目と6年目の間に使用宣言書を提出しなければなりません。使用宣言書は使用証拠の提出は不要ですが、2013年01月12日以降に登録されたものが対象となります。すでに提出期限が到来している登録に関しては 2020年01月12日まで提出の猶予期間が設けられています。

2019年06月04日に登録から5年が経過した商標に関しては、1年以内に使用宣言書を提出しなければなりません。上記期間に使用宣言書を提出しなかった場合、年毎の遅延料の納付が必要になります。

2. 更新

商標登録の更新は更新期限の6ヶ月前(以前は60日前)から申請することができ、6ヶ月の猶予期間が設けられました。猶予期間に更新申請する場合は、追加費用の納付が必要です。

2013年以降に登録された商標の更新には中間の使用宣言書の提出が要件となります。中間の使用宣言書は更新と同時に提出することができますが、更新料、使用宣言書費用並びに遅延料を納付しなければなりません。

使用宣言書を提出しなかった場合、更新申請は受理されません。

3. 期限延長

オフィシャル・アクションの答弁期限は通知から30日(以前は60日)で、延長が可能です。但し、1回目の延長は10日(暦日)で、2回目の延長は5日(暦日)となります。

備考:

弊社の管理にあるアルゼンチン登録の使用宣言書の提出につきましては、個別にご案内いたします。

(出典: BALDER)